



平成28年11月1日

新宿高速バスターミナル株式会社
代表取締役社長 万代 典彦 殿

関東地方整備局 東京国道事務所長
西川 昌宏



バスタ新宿を利用するバスの路上駐車等の禁止措置について

日頃からバスタ新宿の運営にあたり、ご協力頂きありがとうございます。

高速路線バスの路上駐車等については、新宿高速バスターミナル使用契約に基づき禁止されています。

しかしながら、関東地方整備局において、平成28年10月中・下旬に西新宿エリアの高速路線バスの路上駐車等を確認しました。

このため、新宿高速バスターミナル株式会社においては、各バス事業者が新宿高速バスターミナル使用契約を厳守し、路上駐車等を行わないよう指導を徹底するとともに、再発防止策を速やかに取りまとめ報告をお願いいたします。

以上